

令和7年度

仕 様 書

北広島町火葬場慈光苑待合室改修工事

北広島町

名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
(直接工事費)						
A. 建築主体工事		1.0	式			
E. 電気設備工事		1.0	式			
M. 機械設備工事		1.0	式			
直接工事費 計						
(諸経費)				経費率		
共通仮設費		1.0	式			
現場管理費		1.0	式			
一般管理費		1.0	式			
諸経費 計						
工事費	千円単位丸め					
消費税	10%					
合計						

名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
A. 建築主体工事						
I A－1．直接仮設工事		1.0	式			
I A－2．防水工事		1.0	式			
I A－3．タイル工事		1.0	式			
I A－4．木工事		1.0	式			
I A－5．金属工事		1.0	式			
I A－6．左官工事		1.0	式			
I A－7．建具工事		1.0	式			
I A－8．塗装工事		1.0	式			
I A－9．内外装工事		1.0	式			
I A－10．仕上ユニットその他工事		1.0	式			
I A－11．解体工事		1.0	式			
I A－12．発生材処分		1.0	式			
II A 計						

A. 建築主体工事

I A－1．直接仮設工事						
墨出し	内部改修（複合）	78.7	m2			
養生	内部改修（複合）	80.6	m2			
整理清掃後片付け	内部改修（複合）	80.6	m2			
整理清掃後片付け	竣工時	80.6	m2			
内部足場	脚立 3ヶ月	80.6	m2			
仮設間仕切り	B種 GB-Rt9.5張 無塗装	20.5	m2			
I A－1 小計						
I A－2．防水工事						

シーリング	敷居取合 PS-2 10x10	7.3	m			
シーリング	グレーチング取合 PS-2 10x10	2.1	m			
シーリング	既設柱取合 PS-2 10x10	3.9	m			
I A－2 小計						
I A－3. タイル工事						

壁 胴縁	40x20 @450	1.9	m2			
幕板裏木下地	H=300 防腐防蟻剤塗共	5.3	m			
木製幅木	H=70 桧	50.3	m			
畳寄せ	39x55 桧	8.4	m			
上り框	90x79 桧	5.2	m			
木製建具枠 (WD-7)	W2064+265xH2725 ランマ枠共 桧	1.0	か所			
木製建具枠 (WD-8)	W1775+361xH2725 ランマ枠共 桧	1.0	か所			
木製建具枠 (WD-9)	W900xH2000 桧	1.0	か所			
木製建具枠 (WD-10)	W1740xH2000 桧	1.0	か所			
I A - 3 小計						
I A - 5. 金属工事						
軽量鉄骨壁下地	65形 @450	36.2	m2			
軽量鉄骨壁下地	65形 @450 (曲面)	2.0	m2			

A. 建築主体工事

軽量鉄骨壁下地開口補強	65形 800x2000	2.0	か所			
軽量鉄骨壁下地開口補強	65形 1300x2700	1.0	か所			
軽量鉄骨壁下地開口補強	65形 1490x2700	1.0	か所			
軽量鉄骨壁下地開口補強	65形 2600x2000	2.0	か所			
軽量鉄骨天井下地	19形 @360	53.5	m2			
軽量鉄骨天井下地開口補強	19形 450x450 天井点検口	3.0	か所			
軽量鉄骨天井下地開口補強	19形 900x900 エアコン	1.0	か所			
軽量鉄骨天井下地開口補強	19形 1460x650 エアコン	2.0	か所			
軽量鉄骨天井下地開口補強	19形 2310x100 照明器具	2.0	か所			
軽量鉄骨天井下地開口補強	19形 5630x100 照明器具	2.0	か所			
L G S フカシ壁工法	U L 工法同等	23.8	m2			
天井点検口	450角 目地枠	3.0	か所			
床見切り	ステンレス製 W=5	1.5	m			

A. 建築主体工事

I A－5 小計						
I A－6．左官工事						
床 セルフレベリング	t=12 タイル下地 既設面ｸﾞﾚﾝ共	25.3	m2			
床 セルフレベリング	貼物下地 既設面ｸﾞﾚﾝ共	49.3	m2			
壁 土塗壁調内装用多意匠装飾仕上塗材	ﾎﾞｰﾄﾞ面	75.6	m2			

A．建築主体工事

壁 土塗壁調内装用多意匠装飾仕上塗材 上塗	既設仕上塗面	33.3	m2			
I A－6 小計						
I A－7．建具工事						
(木製建具)						
WD 7	W900xH2000、W189xH2000、W195xH2685	1.0	か所			
WD 8	W900xH2000、W361xH2000	1.0	か所			
WD 9	W800xH2000	1.0	か所			
WD 1 0	W900xH2000	1.0	か所			

排煙オペレーター操作防止カバー	アルミ製150 x 350 x 3	2.0	か所			
(ガラス 等)						
強化ガラス	t=4.0 透明	1.5	m2			
ガラス清掃		1.5	m2			
エッチングガラス	100x1500xt5 スリ調	2.0	か所			
エッチングガラス	100x200xt5 スリ調	1.0	か所			
ガラス清掃		0.3	m2			

A. 建築主体工事

I A－7 小計						
I A－8．塗装工事						
E P 塗	ポ-ト`面 壁	2.0	m2			
E P 塗	ポ-ト`面 天井	6.2	m2			
C L 塗	羽目板面	5.1	m2			
W P 塗	木面	26.3	m2			
W P 塗	木面細幅物	50.3	m			
E P 塗替え	ポ-ト`面 壁	0.6	m2			

I A－8 小計						
I A－9. 内外装工事						
床 構造用合板	t=24 畳下地	4.2	m2			
床 ビニル床タイル	t=3.0 300角	49.3	m2			
床 ビニル床シート	t=2.5	0.2	m2			
床 下地調整	既設面 貼物下地	0.2	m2			
床 断熱畳	1300x800xt55程度 縁無	4.0	枚			
ソフト幅木	H=60	1.0	m			
壁 石膏ボード	t=9.5 GB-R	21.8	m2			

A. 建築主体工事

壁 石膏ボード	t=12.5 GB-R (エフジューボート下地)	26.4	m2			
壁 石膏ボード	t=9.5+12.5 GB-R	24.8	m2			
壁 石膏ボード	t=9.5+12.5 GB-R 塗装下地	2.0	m2			
壁 石膏ボード	t=12.5 GB-R GL工法	0.1	m2			
壁 繊維混合入石膏板	t=6 エフジューボート	26.4	m2			
壁 繊維混合入石膏板	t=6+6+6 エフジューボート 曲面	4.0	m2			
壁 普通合板	t=12 1類	1.7	m2			
壁 アクセント壁	t=11	10.0	m2			
壁 見切役物		9.6	m			
壁 入隅役物		6.4	m			
壁 遮音パネル	t=12.5	41.7	m2			
壁 吸音ウール	t=50	36.2	m2			
壁 桧羽目板	t=12 ㍻張	5.1	m2			
天井 石膏ボード	t=9.5+9.5 GB-R 塗装下地	6.2	m2			
天井 岩綿吸音板	t=9.0 GB-Rt=9.5捨張り共	54.5	m2			

A. 建築主体工事

天井廻り縁	塩ビ製	67.3	m			
I A－9 小計						
I A－10 仕上ユニットその他工事						
カウンター	L1800xD250xt30 桧巾はぎ板	1.0	か所			
幕板（WD5A下部）	L5250xH300xt45 桧巾はぎ板 小口塞ぎ共	1.0	か所			

I A－１０ 小計						
I A－１１．解体工事						
床 合板撤去		29.4	m2			
床 縁甲板撤去		7.2	m2			
床 フローリング撤去	下地合板共	44.6	m2			
床 畳撤去	1帖もの	12.0	枚			
床 木下地組撤去		36.6	m2			
木製幅木撤去		32.2	m			
畳寄せ撤去		38.8	m			
ソフト幅木撤去	H=60	1.5	m			
壁 合板撤去		20.2	m2			

A. 建築主体工事

壁 石膏ボード撤去	t=9.5+12.5	8.4	m2			
木造間仕切り撤去		15.1	m2			
天井 合板撤去		2.7	m2			
天井 石膏ボード撤去	t=9.5	56.7	m2			
天井 石膏ボード撤去	t=9.5+9.5	9.3	m2			
軽量鉄骨天井下地撤去		42.4	m2			
天井廻り縁撤去	木製	57.9	m			
上り框撤去	木製	6.9	m			
床框撤去	木製	1.4	m			
落とし掛け撤去	木製	1.4	m			
床見切り撤去	木製	5.3	m			
踏み台撤去	L900xD450xH150 上り框共 ロビー	1.0	か所			
踏み台撤去	L950xD250xH150 上り框共 湯沸室	1.0	か所			

A. 建築主体工事

木製手摺撤去	L=650程度	1.0	か所			
ゴムパッキン撤去	敷居取合	7.3	m			
シーリング撤去	グレーチング取合	2.1	m			
ピクチャーレール撤去		0.6	m			
天井ルーバー撤去		5.1	m2			
光天井撤去	1295x5275	1.0	か所			
木製建具撤去	扉のみ	7.9	m2			
木製建具撤去	障子のみ	13.3	m2			

A. 建築主体工事

I A - 1 1 小計						
I A - 1 2. 発生材処分	設備を含む					
(積込み)						
積込み	内装材	5.7	m3			
(発生材運搬費)						
発生材運搬費	木材	1.8	m3			
発生材運搬費	合板類	1.9	m3			
発生材運搬費	畳	1.1	m3			
発生材運搬費	廃プラスチック類	0.02	m3			
発生材運搬費	廃石膏ボード類	0.9	m3			
発生材運搬費	ガラス	0.0002	m3			
発生材運搬費	その他の産業廃棄物	0.003	m3			
スクラップ運搬費	鉄くず H4	0.3	t			
スクラップ運搬費	アルミくず 込ガラ	0.1	t			
スクラップ運搬費	銅くず 並銅	0.01	t			

A. 建築主体工事

(発生材処分費)						
発生材処分費	木材	1.1	t			
発生材処分費	合板類	1.2	t			
発生材処分費	畳	0.6	t			
発生材処分費	廃プラスチック類	0.02	t			
発生材処分費	廃石膏ボード類	0.6	t			
発生材処分費	ガラス	0.001	t			
発生材処分費	その他の産業廃棄物	0.01	t			
スクラップ控除	鉄くず H4	0.3	t			
スクラップ控除	アルミくず 込ガラ	0.1	t			
スクラップ控除	銅くず 並銅	13.7	Kg			
ナゲット処理		26.7	Kg			

A. 建築主体工事

I A－1 2 小計						
------------	--	--	--	--	--	--

名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
E. 電気設備工事						
E－1. コンセント分岐工事		1.0	式			
E－2. 電灯分岐工事		1.0	式			
E－3. 動力設備工事		1.0	式			
I E 計						

E－１．コンセント分岐工事						
コンセント	2P15Ax2	5.0	個			
カバープレート		1.0	個			
OB	四角中浅型	5.0	個			
ケーブル	EM-EEF2.0-2C PF管内	24.0	m			
ケーブル	EM-EEF2.0-2C 天井内	17.0	m			
電線管	PF22 いんぺい	24.0	m			
取外し再取付費	コンセント分岐	1.0	式			
撤去費	コンセント分岐	1.0	式			
計						
E－２．電灯分岐工事						

E．電気設備工事

LED灯	SP-1 天井埋込ベースライト	10.0	個			
LED灯	SP-2 ダウンライト	6.0	個			
LED灯	LRS1-13LE9 (公) ダウンライト	1.0	個			
LED灯	SP-3 LEDブラケットライト	1.0	個			
LED灯	SP-4 LEDペンダントライト	1.0	個			
LED非常照明	K1-LRS11-2 (公)	1.0	個			
リモコンスイッチ	1L	1.0	個			
リモコンスイッチ	3L	2.0	個			
換気扇コントロールスイッチ	労務費のみ	2.0	個			
OB	四角中浅型	10.0	個			
ケーブル	EM-EEF1.6-3C PF管内	3.0	m			
ケーブル	EM-EEF1.6-3C 天井内	38.0	m			
ケーブル	EM-EEF2.0-3C PF管内	10.0	m			
ケーブル	EM-EEF2.0-3C 天井内	78.0	m			

E. 電気設備工事

PB	400xx400x200SUS・WP	2.0	個			
ケーブル	EM-CET38° 管内	9.0	m			
ケーブル	EM-CET38° 天井内	15.0	m			
ケーブル	EM-CE3.5° -4C 管内	8.0	m			
ケーブル	EM-CE5.5° -4C 管内	4.0	m			
電線	EM-IE5.5° x1 管内	9.0	m			
電線	EM-IE5.5° x1 天井内	15.0	m			
電線管	G22 露出	7.0	m			
電線管	G28 露出	3.0	m			
電線管	G42 露出	7.0	m			
可とう電線管	F2・50WP	2.0	m			
電動機接続	直入始動方式	3.0	箇所			
電動機その他用接続材料	F2・24WP	2.0	箇所			
電動機その他用接続材料	F2・30WP	1.0	箇所			

E. 電気設備工事

はつり工事	50 φ 200mm程度	2.0	箇所			
防火区画貫通処理	50 φ	2.0	箇所			
計						

名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
M. 機械設備工事						
M－１． 空気調和設備工事		1.0	式			
M－２． 換気設備工事		1.0	式			
M－３． 撤去工事		1.0	式			
M 計						

M. 機械設備工事

Mー 1. 空気調和設備工事						
空冷ヒートポンプパッケージエアコン (ペア)	PAC-1 天井カセット1方向 冷)7.1kW SDRK80BBN(ワイヤレス)	2.0	組			
同上搬入据付費	天井カセット形 7.1kW以下	2.0	組			
空冷ヒートポンプパッケージエアコン (ペア)	PAC-2 天井カセット4方向 冷)12.5kW SDRC140BBN(ワイヤレス)	1.0	組			
同上搬入据付費	天井カセット形 12.5kW以下	1.0	組			
配線改装アダプター	PAC-2 KRP1C11A	1.0	個			
アダプター取付箱	PAC-2 KRP1H98A	1.0	個			
分岐ダクトチャンバー	PAC-2 KDJP55C160	1.0	個			
吹出口閉鎖材キット	PAC-2 KDBH551C160	1.0	個			
フレキ丸ダクト	PAC-2 200φ L=1.0m K-FDS201E	1.0	個			
フレキ丸ダクト	PAC-2 150φ L=3.0m K-FDS153E	1.0	個			
フレキ丸ダクト	PAC-2 150φ L=6.0m K-FDS156E	1.0	個			
分岐チャンバー(2方向)	PAC-2 K-DDV20C15	1.0	個			
ブースタファン	PAC-2 K-DF20DV	1.0	個			
吹出ユニット(天井)	PAC-2 K-DGS5EFF	1.0	個			
吹出ユニット(壁)	PAC-2 FU-WR12030AD-WT FU-CB12030	1.0	個			

M. 機械設備工事

防雪フード	吹出口用 KPS5A280T	3.0	台			
高置台	H=500 K-KHZ105G	3.0	台			
転倒防止金具	K-PKA15G1	3.0	個			
機器用基礎	CON製架台 L500×H100	6.0	個			
冷媒用断熱材被覆銅管	液管 9.52φ 保温厚10t	33.0	m			
冷媒用断熱材被覆銅管	ガス管 15.88φ 保温厚20t	33.0	m			
硬質ポリ塩化ビニル管	ドレン管 屋内一般 VP 40A	9.0	m			
硬質ポリ塩化ビニル管	ドレン管 屋内一般 VP 25A	13.0	m			
室内外機渡り配線	冷媒管共巻き EM-EEF2.0-3C	33.0	m			
保温	天井内・空隙壁中 GW 40A t=20 ALGC化粧保温筒	6.0	m			
保温	天井内・空隙壁中 GW 25A t=20 ALGC化粧保温筒	13.0	m			
配管化粧カバー	スリムダクト SD-100	10.0	m			
ダイヤモンドコア穿孔	コンクリートスラブ 88φ t=200	4.0	か所			
M-1 小計						
M-2. 換気設備工事						

M. 機械設備工事

天井埋込形換気扇	V-1 100φ×200m ³ /h×10Pa VD-15ZLXP14-CS	2.0	個			
コントロールスイッチ	P-04SWLB5	2.0	個			
スパイラルダクト	低圧 100φ	2.0	m			
ベントキャップ	SUS製深形フード 100φ	2.0	個			
保温	屋内隠ぺい スパイラルダクト(32K) GW 100φ t=25 ALGC化粧保温板	1.0	m ²			
ダイヤモンドコア穿孔	コンクリートスラブ 125φ t=200	1.0	か所			
M-2 小計						
M-3. 撤去工事						
ルームエアコン撤去	RA-1 壁掛形 6.3kW以下	1.0	組			

M. 機械設備工事

冷媒用断熱材被覆銅管撤去	液管 9.52φ	4.0	m			
冷媒用断熱材被覆銅管撤去	ガス管 12.7φ	4.0	m			
配管化粧カバー撤去	SD-77	3.0	m			
ストレートシロッコファン撤去	FE-1 200φ以下	1.0	台			
風量調節ダンパー撤去	VD 0.1m2以下	1.0	個			
制気口撤去	HS 300×300 BOX 550×550×450H	1.0	組			
ベントキャップ撤去	200φ	2.0	個			
スパイラルダクト撤去	低圧 200φ	3.0	m			
保温撤去	屋内隠ぺい スパイラルダクト(32K) GW 200φ t=25 ALGC	1.0	m2			
保温撤去	消音内貼 GW t=25 ALGC	1.0	m2			
M-3 小計						

特記仕様書

第1章 総則

第1節 適用

本特記仕様書に記載のない事項については、広島県制定の「土木工事共通仕様書（令和6年8月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）」によるものとする。

第2節 現場代理人の兼務

- 1 受注者は、第3節(1)に該当し、現場代理人の工事現場への常駐を要しないこととされた場合であって、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、様式第1号に必要な書類を添付して、他の公共工事（道路維持修繕業務委託（路線委託）（以下「路線委託」という。）を含む。）の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。
 - (1) 兼務する工事が公共工事であること
 - (2) 兼務する工事件数が本件工事を含め5件（災害復旧工事及び路線委託に係る件数を除く。）以内であること
 - (3) 兼務する工事箇所が全て北広島町内であること
 - (4) 兼務する工事が北広島町発注工事以外の公共工事である場合は、当該工事の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること
 - (5) 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができることなお、(4)に掲げる書類については、兼務を予定する工事の発注者の承認手続に時間を要するなど、やむを得ない事情があると認められる場合には、申請後の提出も認めるものとするが、兼務する工事の発注者の承認後、速やかに兼務を承認したことを証する書面の写しを提出すること。
また、兼務の申請先が同一の発注者である場合には、兼務を希望するいずれかの工事について、申請を行えば足りるものとする。
- 2 受注者は、請負金額が4,000万円（建築一式工事にあたっては、8,000万円）以上に該当し、工事箇所が10Km程度以内で密接な関係のある他の公共工事（建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項が適用される工事として、同一の専任の主任技術者による工事の管理が認められるものに限る。）において現場代理人又は主任技術者として配置されている期間であって、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、様式第1号に必要な書類を添付して、他の公共工事（路線委託は含まない。）の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。
 - (1) 兼務する工事件数が本件工事を含め2件以内であること
 - (2) 兼務する工事箇所が全て北広島町内であること
 - (3) 兼務する工事が北広島町発注工事以外の公共工事である場合は、当該工事の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること
 - (4) 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができることなお、(3)に掲げる書類については、兼務を予定する工事の発注者の承認手続に時間を要するなど、やむを得ない事情があると認められる場合には、申請後の提出も認めるものとするが、兼務する工事の発注者の承認後、速やかに兼務を承認したことを証する書面の写しを提出すること。
また、兼務の申請先が同一の発注者である場合には、兼務を希望するいずれかの工事について、申請を行えば足りるものとする。
- 3 発注者は、受注者からの申請に基づき、兼務する各工事の内容、工程等を勘案し、現場代理人の兼務について承認の適否を決定し、承認する場合は様式第2号により、承認しない場合は様式第3号に承認しない理由を記載の上、速やかに受注者に通知する。

- 4 発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めたときは、様式第4号により、その承認を取消すものとする。
 - (1) 兼務を予定する工事の発注者が兼務を承認しないことが明らかになったとき
 - (2) 兼務を承認した日から起算して14日（北広島町の休日を定める条例（平成17年北広島町条例第2号）第1条に規定する休日を除く。）を経過した後においても、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しが提出されないとき
 - (3) 兼務申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき
 - (4) 兼務の承認後、重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠ったことが判明したとき
 - (5) 著しい状況の変化により、兼務を承認することが適当でなくなったとき
 - (6) その他、発注者が兼務を承認することが適当でなくなったとき
- 5 重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務の承認後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行なうことがある。

※ 様式については、北広島町のホームページに掲載している。
「北広島町 HP>事業者向け情報>入札・契約>入札・契約、施工関係__各種様式集」建設工事請負契約約款様式

<https://www.town.kitahiroshima.lg.jp/soshiki/4/1167.html>

第3節 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者

- 1 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という）の配置を行う場合は次の要件をすべて満たすこと。
 - (1) 建設業法施行令第28条第1項で定める者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること
 - (2) 監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同一であること
 - (3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること
 - (4) 特例監理技術者が兼務する工事の数は、本工事を含め2件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。
 - (5) 特例監理技術者が兼務する工事の施工箇所は、北広島町内かつ工事箇所の間隔が10km程度であること
 - (6) 特例監理技術者は施工に係る主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること
 - (7) 特例監理技術者は監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制とすること
 - (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること
- 2 特例監理技術者を配置する場合には、前項（6）（7）（8）を確認するため、各施工計画書に業務分担、連絡体制等を記載すること

第4節 建設副産物

本工事における建設副産物については、広島県制定の「土木工事共通仕様書（令和6年8月）広島版」『第1編第1章第2節1-1-2-11 建設副産物』のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

- 1 再生資源利用計画及び再生資源促進計画
受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、

再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画（5の確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。

2 計画の掲示及び公表

受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

現場掲示様式については、次の URL を参考に作成すること。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

3 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から5年間保存しなければならない。

4 工事現場の管理体制

受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。

5 建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成

受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。

※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。

(1) 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。

(2) 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項

ア 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。

イ 当該行為が盛土規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。

(3) 上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項

6 運搬業者への通知

受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。

7 確認結果票の掲示及び公表

受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

8 確認結果票の保管

受注者は、確認結果票を建設工事の完成後 5 年間保存するものとする。

9 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。

- (1) 建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地
- (2) 建設発生土の搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
- (3) 建設発生土の搬出元の名称及び所在地
- (4) 建設発生土の搬出量
- (5) 建設発生土の搬出が完了した日

10 建設発生土の搬入元への受領書の交付

受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。

11 受領書の内容確認

受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。

12 受領書の保管

受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後 5 年間保存するものとする。

13 建設発生土の最終搬出先までの確認

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の（1）から（4）のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する 9（1）～（5）に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後 5 年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。

- (1) 国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合
- (2) 受注者の管理課にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合
- (3) スtockヤード運営事業者登録規定により国に登録されたストックヤード
- (4) 9 の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出しないもの）

第2章 施工条件

1 漁業協同組合の同意

本工事着手前に漁業協同組合の同意を得ること。

第3章 その他

本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項又は、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。